

取得条項付新株予約権の（一部）取得及び取得日の通知公告

株主各位

2026 年 8 月 12 日

千葉県八千代市勝田台北一丁目 11 番 16 号
株 式 会 社 地 域 新 聞 社
代 表 取 締 役 社 長 細 谷 佳 津 年

当社は、

- ① 当社第 12 回 A 新株予約権（以下「本 A 新株予約権」といいます。）に係る発行要項（以下「本発行要項」といいます。）第 12 項(1)の規定に基づき、本 A 新株予約権のうち、本発行要項第 10 項(1)に定義される「非適格者」（※）並びに日本証券金融株式会社及び第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者（総称して、以下「非適格者等」といいます。）以外の有する本 A 新株予約権の全部を、当社普通株式を対価として、2026 年 8 月 27 日を取得日として取得すること、並びに、
 - ② 本発行要項第 12 項(2)の規定に基づき、本 A 新株予約権のうち、非適格者等の有する本 A 新株予約権の全部を、本発行要項別紙に定める当社第 12 回 B 新株予約権を対価として、2026 年 8 月 27 日を取得日として取得すること
- を、それぞれ決議いたしましたので、公告いたします。

（※） 「非適格者」とは、以下の①乃至④に該当する者をいいます。

- ① MTM Capital 株式会社、オプションハウス株式会社、合同会社トレーディングワン、八木圭介氏、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志氏（以下「特定大量保有者」といいます。）
- ② 特定大量保有者の共同保有者（（i）金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者（なお、特定大量保有者と夫婦の関係にある者を含みます。））、並びに、（ii）（イ）同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、（ロ）特定大量保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに（ハ）上記①、②(i)、②(ii)（イ）又は②(ii)（ロ）のいずれかに該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）（なお、いわゆる市場内クロス取引などそれらに準じる取引を含みま

す。)により当社株券等を譲り受けた者を含みます。)

- ③ 上記①から本③までに該当する者から本A新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
- ④ 上記①から③までに該当する者の「関連者」。なお、「関連者」とは、上記①から③までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者（上記①から③までに該当する者を含みます。）が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として、当社取締役会が当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づき設置している独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に認定した者をいいます。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとします。なお、篠原猛氏、ファーストメイク・リミテッド株式会社、前一明氏、菊本博之氏、合同会社 YN 企画、バイオセラミック株式会社、合同会社 Happy horse、KING 有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏は、2026 年 8 月 10 日時点で当社株主である場合には、「関連者」に該当するものとします。

以 上